

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第 3 条第 1 項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	寒川町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-3：心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第 1 の項	47	
③番号法別表第 2 の項	67	
④番号法第 9 条第 2 項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例（平成27年10月20日条例第71号）別表第 1 の 1 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年七月二日法律第百三十四号）第 1 条	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）第 1 条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、県が、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給することにより、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則（昭和44年 3 月31日規則第24号）事務処理の特例に関する条例（平成11年12月24日条例第41号）事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年 3 月31日規則第39号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第 5 条第 1 項
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第 5 条の神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第 1 条第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該受給資格の認定の申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号ロ	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第 1 条第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該受給資格の認定の申請を行う者又は当該者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項2号	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条第 1 項
事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条第 1 項の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項2号	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第 1 条第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	